

「発注者支援業務共通仕様書」の改定の概要について

1 改定の基本的考え方

- ・原則として、九地整の発注者支援業務共通仕様書(R6.12)に準拠する。
- ・県独自の規則、通知に基づくものはその規定に準じる。

2 主な改定点

	工種等	変更箇所
第1編	総則	・現場説明書の文言削除。 ・国の改定に合わせて、用語の定義「連絡」「電子納品」「情報共有システム」を追記。 ・担当技術者の登録「3名まで」→「8名まで」 ・低価格入札について追記 ・法定外の労災保険について追記 ・環境改善の実施について追記
参考資料	発注者支援(積算) 業務特記仕様書(案)	・「電子納品ガイドライン」の更新 ・情報共有システムを用いた場合の成果品提出部数を追記
参考資料	発注者支援(施工管理) 業務特記仕様書(案)	・「電子納品ガイドライン」の更新 ・情報共有システムを用いた場合の成果品提出部数を追記